

令和3年1月

全日本不動産協会兵庫県本部 御中

道路管理者 神戸市

神戸市長 久元 喜造

貴協会登録店舗における道路上への広告看板及びのぼり旗設置改善について（依頼）

貴協会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、神戸市政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、不動産業店舗における道路上への広告看板・のぼり旗設置に伴い、多くの市民から通行支障による安全の確保、景観阻害などの苦情及び改善要望を頂戴しております。

通報等の都度、当該店舗に本市職員が出向き、道路法に抵触している旨を説明するとともに、店舗敷地内に広告看板・のぼり旗等を設置されるよう要請（指導）を繰り返し行っていますが、改善される事例は僅かであります。

つきましては、法令遵守はもとより市民の安全確保のため貴協会を通じて、貴協会会員はじめ関係者のみなさまへご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考）

道交法43条

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 1 省略
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

【お問い合わせ先】

中部建設事務所 管理係 藤原・橋本 Tel (078) 511-0515

令和3年1月

全日本不動産協会兵庫県本部  
神戸支部会員社各位

道路管理者 神戸市

神戸市長 久元 喜造

### 道路上への看板等の設置について

平素は、本市道路行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、すでにご承知のこととは存じますが、道路法で定める道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、許可なく道路を占有することはできません。

道路の特別使用にあたる占有は、原則として道路のほかに物件等を設置する余地がなくやむを得ない場合に限って認められ、占有できる物件は道路法で規定されていますが、現状では道路管理者の許可を受けるべきものを無許可で設置している事例や、広告看板やのぼり旗等、許可できないものを設置している事例も散見されます。

つきましては、道路の適正な占有・使用にあたりまして、改めて事業者の皆さまに周知をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお本書は神戸支部会員社のみなさまに一齐送信しておりますことを申し添えます。

#### (参考)

##### 関係法令

道路法（第32条、33条、43条、71条、102条 等）

道路法施行令（第7条、9条、10条、12条 等）

#### [お問い合わせ先]

|        |                  |                    |
|--------|------------------|--------------------|
| 神戸市建設局 | 東部建設事務所（東灘区、灘区）  | TEL (078) 854-2191 |
|        | 中部建設事務所（中央区、兵庫区） | TEL (078) 511-0515 |
|        | 北建設事務所（北区）       | TEL (078) 981-5191 |
|        | 西部建設事務所（長田区、須磨区） | TEL (078) 742-2424 |
|        | 垂水建設事務所（垂水区）     | TEL (078) 707-0234 |
|        | 西建設事務所（西区）       | TEL (078) 912-3750 |